

■名 称

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年3月31日北海道条例第50号）

■目 的（第1章）

障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進

■基本的施策（第2章）

「道民理解の促進」「企業等の取組支援」「移動手段の確保」「教育との連携」「ライフサイクルを通じた支援」「地域間格差の是正」など

■障がい者の権利擁護（第3章）

- 道・道民は、地域で暮らす障害者の権利擁護への配慮。
- 道・道民は、生活の場等において障がい者に対する合理的配慮に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。
- 障がい者に対する虐待の禁止

■基本指針（地域づくりガイドライン）の策定等（第4章）

○障がい者が暮らしやすい地域づくり推進に関するガイドラインを道が策定。

〔ガイドライン事項〕相談支援体制の確保、地域自立支援協議会の設置・運営、社会資源の実態把握、地域コミュニティづくりの推進、就労支援など

- 「地域づくりガイドライン」に基づき、道による地域づくり支援の実施
 - ・圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員（地域づくりコーディネーター）の配置
 - ・地域でサポートする人材の養成 等

■障がい者に対する就労支援（第5、6章）

- 道による就労支援推進計画の策定
- 就労支援企業の「認証」制度
 - ・認証企業に対する優遇措置（低利融資・入札上の優遇）
- 就労支援に関する「指定法人」制度
 - ・福祉的就労の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度のPR等を実施
- 「北海道障がい者就労支援推進委員会」の設置
 - ・学識経験者、関係団体等
- 道による調達等への配慮
 - ・福祉的就労事業所や認証企業からの道の物品又は役務の調達等への配慮

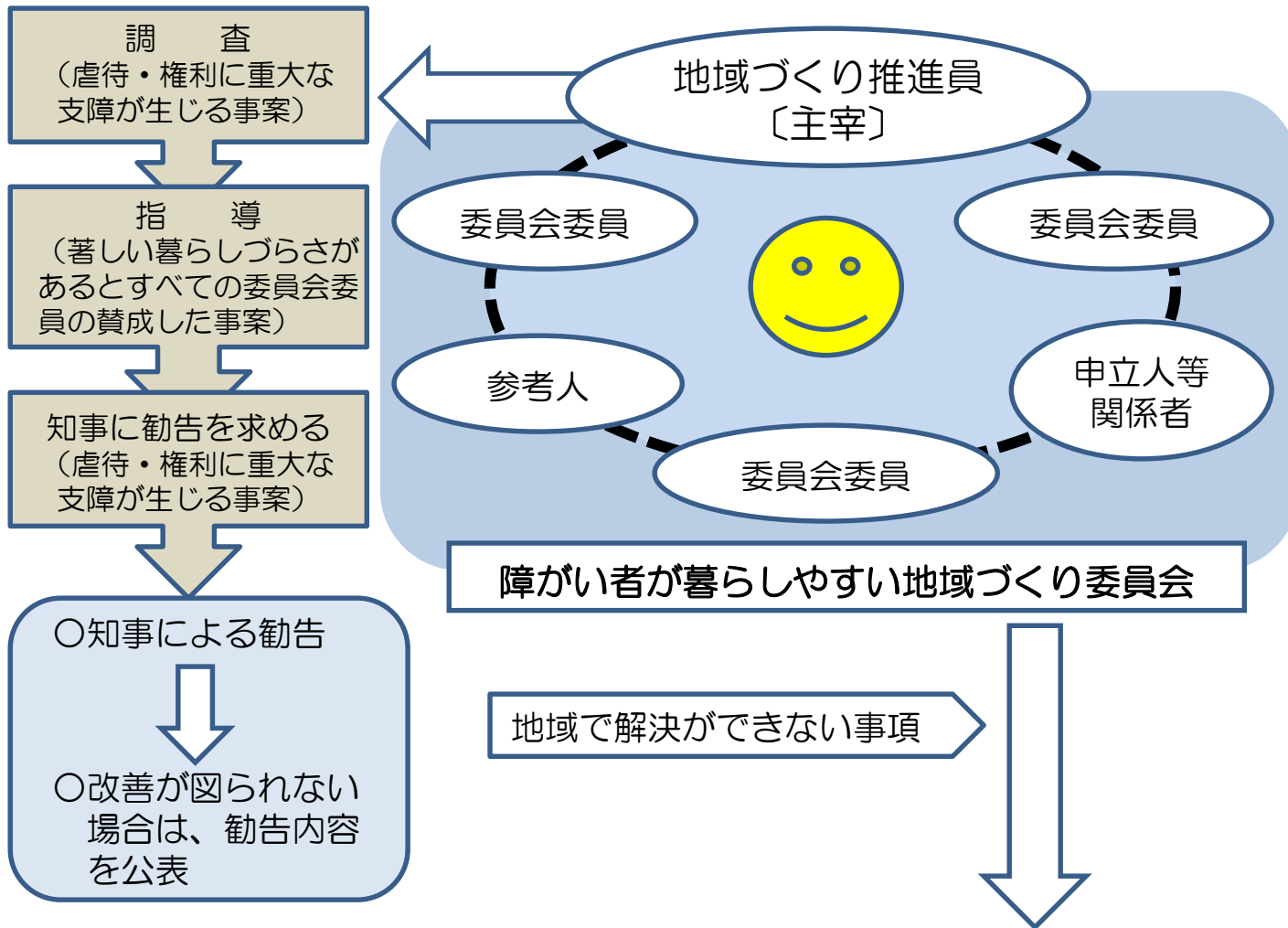
■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第7章）

○総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置

○協議事項

- ・支援サービス、差別や虐待、その他障がい者の暮らしづらさに関すること

○事務局は総合振興局（振興局）の社会福祉課



■北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第8章）

【組 織】知事（本部長）、副知事、各部長等、学識経験者

【所掌事項】

- ・暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進
- ・各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項
- ・障害者施策の推進に関し必要な事項

＜調査部会＞

○学識経験を有する者のうちから知事が任命

○各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項を審議